



～ 森のニュース 1 ～



『平成28年度 森林・林業関係予算と森林法改正について』

平成28年度森林・林業関係予算について

平成28年度の森林・林業関係当初予算は、一般会計では林業費及び災害復旧費で約82億7千万円(対前年比190.3%)を計上しています。前年度比で大幅増となっているのは、特別会計である水源環境保全・再生事業会計への操出金を今年度から林業費に計上していることによるもので、この操出金を除くと約43億円(対前年比99.0%)となっています。

また、特別会計では水源環境保全・再生事業会計(水源林環境費)約21億7千万円(対前年比100.7%)、恩賜記念林業振興資金会計約1億5千万円(対前年比100.6%)、林業改善資金会計約5千万円(対前年比107.0%)となっております。



森林法改正の概要

国においては、去る5月13日に森林法や森林組合法、分収林特別措置法などが改正され、林業の成長産業化を実現するため、「国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保、森林の公益的機能の維持増進を図るための一体的な措置」が講じられました。

このうち森林法についての主な改正内容は次のとおりです。

- 1 伐採後の再造林の確保
森林所有者等に対し、伐採後の造林の状況報告を義務付け
- 2 深刻化する鳥獣害の防止
森林経営計画の認定要件として鳥獣害対策を講じることを追加
- 3 所在不明の共有者が存在する森林での施業の円滑化

所在不明の共有者が存在する森林について、共有持分の移転に係る裁定手続きを経て、伐採が可能となるよう措置

- 4 林地の境界情報等の整備

市町村が林地台帳を作成する制度を創設(平成31年3月31日までに作成)

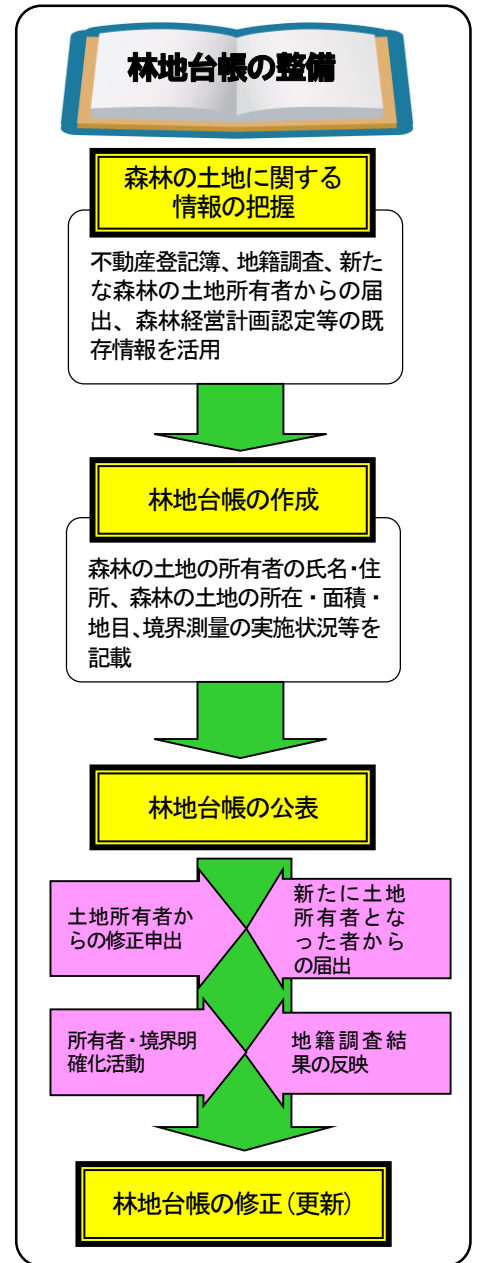
- 5 違法な林地開発の抑制

違法な林地開発を行った者に対する罰則を強化

今回改正のうち、林地台帳の整備については、現状、施業集約化を進めるために森林組合等が独自に入手している森林の土地の所有者等の情報を、市町村が統一的な基準に基づき、林地台帳として整備・公表することにより、台帳情報を利用した効率的な集約化が可能となることが期待されるところです。

施行期日は平成29年4月1日となっており、これに伴い、地域森林計画は平成28年12月31日まで、市町村森林整備計画は平成

29年3月31日までに変更することとなります。



(神奈川県環境農政局緑政部

森林再生課調整グループ)

